



経済的困窮学生への支援をお願いします (新型コロナウイルス感染症拡大にともなう緊急支援のお願い)

新型コロナウイルス感染症が世界的に爆発的な広がりを見せ、我が国でも感染の拡大が続いており、今後の推移についても予断を許しません。本学も、国や自治体からの要請に基づき学生の安全を第一に、オンライン授業の実施、学生の課外活動の全面禁止などの対策を行っております。

そのため、在学学生はキャンパスへの入構禁止、地域間の移動自粛を余儀なくされ、アルバイト先の休業によって食費や家賃などの生活費に困窮し、学業の継続が難しくなる学生が発生しております。現在、経済的に困窮する学生に対し、安心して修学を継続できる環境を整備すべく、政府等において奨学金制度など様々な取り組みを始めているところです。本学においても、授業料納付期限の延期、オンライン授業で使用するノートパソコン及びモバイルWiFiルーターの貸与などの支援を開始しておりますが、未だ十分な支援には至っておりません。

これからも継続的なサポートを行うための財政基盤として、北大フロンティア基金の枠組みのひとつである「修学支援基金」へのご寄附により学生の支援をお願いしたいと考えております。

既に学内教職員を対象に募集を開始しておりますが、できる限り多くの学生を財政的に下支えするため、本学同窓生をはじめ、日頃北海道大学を応援いただいております皆様に更なるご支援をいただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

緊急寄附募集概要

◆募集期間

令和2年5月1日～

◆寄附募集項目

修学支援基金



寄附者への謝意・税制上の優遇措置について

ご寄附いただいた金額により、銘板の掲出・カレンダーの進呈等様々な形での謝意をご用意しています。

「北大フロンティア基金」へのご寄附については、個人からの寄附については、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金(所得税法第78条第2項第2号)として財務大臣から指定されており、修学支援基金に御寄附いただきました場合、「所得控除」「税額控除」のいずれか有利な控除方法をお選びいただけます。また、法人からの寄附についても、法人税法上の全額損金算入を認められる寄附金(法人税法第37条第3項第2号)として財務大臣から指定されております。

詳しくは、北大フロンティア基金ホームページをご覧ください。

寄附申込方法は裏面をご覧ください。

